【はじめに】

　　大阪府では、平成4年、全国に先駆けて「大阪府福祉のまちづくり条例」を定め、以来、府民や事業者、国や市町村等、多くの方々のご理解・ご協力のもと、30年以上にわたり

福祉のまちづくりを推進してきました。

　すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」をさらに進めるためには、施設や空間の物理的なバリアをなくす、これまでの「バリアフリー」だけにとどまらず、「ユニバーサルデザイン」の理念のもとに社会参加できる仕組みを、ハード・ソフト両面にわたって構築することが必要です。

大阪府は、この視点に立ち、今後、より一層福祉のまちづくりを進めるため、日々新たに生じる様々な課題も踏まえ、「人が人間（ひと）として支えあい共に生きる自立支援社会」の実現を目指していきたいと考えています。

　さて、国土交通省が令和3年3月に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」について「重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等」、「小規模店舗のバリアフリー設計等」に関する考え方・留意点の充実等により改正したことや、令和4年3月に改正バリアフリー法の建築物移動等円滑化誘導基準に「劇場、観覧場、演劇場、集会場又は公会堂の客席」に関する基準が追加されたことを踏まえ、本ガイドラインを改訂いたしました。

改訂にあたっては、現地検証や、福祉のまちづくり審議会などで、多くの関係者の皆様からご意見をいただき、共に作り上げてまいりました。審議会委員の皆様をはじめ、現地検証にご協力をいただきました障がい者団体、店舗所有者の皆様方に深く感謝申し上げます。

このガイドラインが事業者や設計者、行政関係者をはじめ、府民の皆様によって有効に活用され、福祉のまちづくりがより一層進められるよう期待いたします。

福祉のまちづくりの推進のため、府民の生活に密着した内容となるよう、引き続き本ガイドラインの充実を図ってまいりますので、これまでと同様、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

大阪府福祉のまちづくり条例

条例前文

　私たち一人ひとりが自立し、生きがいをもって生活し、それぞれの立場で社会に貢献することができる真に豊かな福祉社会の実現は、私たち全ての願いであり、また、責務でもある。

　こうした社会を実現するためには、一人ひとりが一個の人間として尊重

されることを基本に、社会からのサービスを平等に享受することができ、

意欲や能力に応じて社会に参加することができる機会が、すべての人に均等にもたらされなければならない。

　このためには、高齢者、障害者等からこれらの機会を奪いがちな物理的、心理的及び情報面の障壁を取り除くことにより、全ての人が自らの意思で

自由に移動することができ、その個性と能力を発揮して社会に参加する

ことができる福祉のまちづくりを進めること、とりわけ、生活環境や連続

した移動環境をハード・ソフト両面から継続して整備し、改善することが

重要である。

　私たち一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いを大切にする心を育み、福祉のまちづくりを進めるためにたゆまぬ努力を傾けることを決意し、

全ての人が自らの意思と責任によって、自分らしい生き方や幸せを追求することができる「自立支援型福祉社会」を実現することを府民の総意として、この条例を制定する。